

支出負担行為担当官代理
防衛省情報本部会計課長

令和8年度「移動局等器材に係る電氣的特性値の取得」の公募に係る契約希望要領

令和8年度「移動局等器材に係る電氣的特性値の取得」の契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

1 公募に付する事項

件 名 : 移動局等器材に係る電氣的特性値の取得
要 求 番 号 : B P - 2 5 D 1 - 2 1 4 2 6 3
規 格 : 仕様書のとおり
履行期間（履行期限） : 契約締結日～令和9年8月31日
履 行 場 所 : 仕様書のとおり
事 業 概 要 : 情報本部が運用する移動局に対する移動局等検査において、検査項目である通信器材の電氣的性能（周波数の偏差、占有周波数帯域幅、不要発射の強度、空中線電力の偏差等）を測定するために、部外力を活用するもの。

2 公募に参加する者に求められる資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格（令和7・8・9年度の全省庁統一資格）の有資格者で「役務の提供A、B、C又はD」の等級に格付されている者であること。
- (4) 格付けされている令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、別紙ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で公募に参加しようとする者については、5(2)の期限までに、別紙ア～キのいずれかを証明する書類を5(4)の部署へ提出すること。
- (5) 契約担当官等（他省庁含む）から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。
- (7) 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者で無いこと。
- (8) 「会社更生法（平成14年法律第154号）」による更生手続開始又は、「民事再生法（平成11年法律第225号）」による再生手続開始を申立てられていない者、但し更生手続開始の決定又は、再生手続開始の決定を受けた者で、以下の①から③の書類をすべて提出した者を除く。
 - ①更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書（コピー可）
 - ②許可決定に伴い定款、役員等に変更等があった場合にはそれを証明する書類（コピー可）
 - ③上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続する業者でないこと。
- (10) 無線設備（超短波帯、極超短波帯及びマイクロ波帯を使用するものを含む）に対する整備又は点検の実績を有すること。
- (11) 本役務の履行に必要な仕様書上の要求に対し、必要な技術等を有していること。
- (12) 本役務の履行に必要な全体計画等の作成、仕様書上の要求に対応可能であるとともに、納期を保証できる体制を確保していること。
- (13) 下請負業者へ一部業務委託する場合は、委託させる業務の内容に応じて、上記項目を満たしていること。

3 契約条項等

- (1) 適用する契約条項等
 - ・役務請負契約条項
 - ・暴力団排除に関する特約条項
 - ・談合等の不正行為に関する特約条項
 - ・装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
 - ・情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
 - ・債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（該当する場合）
- (2) 契約条項等を示す場所
防衛省情報本部総務部会計課（東京都新宿区市谷本村町5-1）

4 契約書作成の要否：要

5 応募方法

- (1) 応募する者は、「入札及び契約心得」を熟知の上、「契約希望申請書」により応募するものとし、併せて以下の事項を証明する資料を提出書類として添え、1部を持参又は郵送すること。
 - ア 競争参加資格審査結果通知書
 - イ 無線設備（超短波帯、極超短波帯及びマイクロ波帯を使用するものを含む）に対する整備又は点検の実績を有すること。
 - ウ 本役務の履行に必要な仕様書上の要求に対し、必要な技術等を有していること。
 - エ 本役務の履行に必要な全体計画等の作成、仕様書上の要求に対応可能であるとともに、納期を保証できる体制を確保していること。（組織図、実施計画、安全管理体制等）
 - オ 下請負業者へ一部業務委託する場合の下請（予定）企業（上記イ～エ項を満たしていること。）

- (2) 提出期限：令和8年8月7日（金）10時00分
- (3) 受付時間：公募を開始した日から提出期限までの日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）の09時30分～12時00分及び13時00分～16時30分とする。
- (4) 提出先：東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省情報本部総務部会計課 担当：契約専門官
TEL 03-3268-3111（内線）31772

6 審査等

- (1) 審査担当部署：計画部
- (2) 審査内容：提出された資料により、契約の円滑な履行能力の有無の審査をする。
- (3) 資料を提出した者の協力事項
- ア 資料を提出した者は、審査担当部署及び会計課から提出した資料についての説明を求められた場合、その都度説明しなければならない。
- イ 資料を提出した者は、契約の履行能力等の調査のために工場等（下請負者も含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等の立入も含め、調査に協力しなければならない。

7 審査結果の通知

資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

8 疑義の申し立て

- (1) 審査結果に対し疑義がある場合は、支出負担行為担当官に対して、以下により書面をもって説明を求めることができる。
- ア 提出期限 審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日以内。（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）
- イ 提出先：東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省情報本部総務部会計課 担当：契約専門官
TEL 03-3268-3111（内線）31772
- ウ 書面は持参又は郵送すること。（郵送の場合は当日消印有効。）
- (2) 支出負担行為担当官は、審査結果に対する疑義について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (3) 8（2）による説明に不服のある者は、審査結果に対する疑義に係る書面を受け取った日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。
- (4) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てをされたときは、前号の最終日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）に、再苦情の申立てをした者に対して書面により回答する。

9 提出資料等の取り扱いに関する留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の入札等に参加させることが適当と認められなかった者とするともに、情報本部の他の指名競争又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 提出された資料は提出者に無断で他の目的で使用しない。
- (5) 原則として提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は認めない。ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料等を求めることがある。
- (6) 提出資料に、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記すること。

10 指名候補者の義務等

- (1) 入札参加資格を有すると通知を受けた者は、必ず入札又は商議に参加し、合理的な金額を記載し提出しなければならない。
- (2) 契約することを希望しなくなった場合には、速やかにその旨の届出を行わなければならない。
- (3) 提出資料の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出を行わなければならない。なお、当該届出の内容を審査した結果、指名競争に参加させること又は随意契約の相手方とすることが不適当となった場合は、その旨を通知する。
- (4) 指名候補者で契約相手方とならなかった者は、仕様書等貸与したもののすべてを返却するものとする。
- (5) 指名候補者は、貸与した仕様書等の内容において一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。

11 その他の注意事項

- (1) 公示品目については、公示の時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。また、今後、追加又は削除を行うことがある。なお、品名の一部変更及び仕様書が改訂される場合がある。
- (2) 現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとする。ただし、下請負を行うことが、真にやむを得ないと判断される場合には、この限りではない。
- (3) 本書記載事項の詳細及び不明な点については、下記に記載されている提出先に照会すること。
東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省情報本部総務部会計課 担当：契約専門官
TEL 03-3268-3111（内線）31772
メール dih-kaikai@ext.dih.mod.go.jp（契約係共用）

ア 当該公募に係る役務と同等以上の仕様の役務を実施した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該公募に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	３件以上	15
	２件	10
	１件	５
入札物品の製造等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	９人以上	15
	７～８人	12
	５～６人	９
	３～４人	６
	１～２人	３
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：１ 特許には、海外で取得したものを含む。

２ 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ ＳＢＩＲ制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該公募に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該公募に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２条第９項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第３に掲げるものをいう。）が同法第３４条の６第１項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該公募に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創業ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（Ｊ－Ｓｔａｒｔｕｐ又はＪ－Ｓｔａｒｔｕｐ地域版）に選定された事業者であり、当該公募に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者